

市公共施設を対象としたエネルギー利用の効率化に係る進行管理の手順

1. 施設情報の収集

- 市公共施設・設備の改修・修繕・建替の予定・変更の有無について、毎年、情報収集する。併せて、耐震化の状況、太陽光発電等や LED 等の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況等に関する情報を収集し、データベースとして整理する。
- GEMS の運用による各施設におけるエネルギー消費量の情報も毎年継続的に収集する。



2. 施設情報の整理・確認

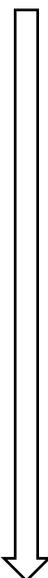
上記 1. で収集した情報を以下のとおり整理する。

【整理する情報】

- 施設をエネルギー使用量の多い順に整理する。
- 施設を単位面積あたりのエネルギー消費量の多い順に整理する。
- 施設毎にエネルギー使用量や単位面積あたりのエネルギー消費量の経年変化を整理する。また、整理した結果について、以下の内容を確認する。

【確認する内容】

- エネルギー消費量や単位延床面積あたりのエネルギー消費量が増加傾向にある施設がないか確認する。
- 同じ用途で単位延床面積あたりのエネルギー消費量が特異的に大きい施設がないか確認する。
- 建物の新築・増改築や設備の大規模改修・修繕等の予定を確認する。
- 更新による省エネルギー効果が高い老朽化した熱源機器の有無を確認する。



3. エネルギー利用の効率化を検討する対象施設の抽出

- 施設や設備の更新予定等も考慮してエネルギー利用の効率化を検討する対象施設を抽出する。



4. 省エネ診断の案内

- 省エネ診断の受診を施設管理者に推奨する。導入設備の検討には一定の期間（場合によっては 3 年程度。ただし、施設規模や導入する設備の内容によっては、期間を短縮することは可能。）を要するため、省エネ診断の受診は工事着手が見込まれる時期の 2～3 年前には実施する。



5. 台帳への記入

- 省エネ診断を受診した施設については、実施時期や診断の内容を台帳へ記入して管理する。診断結果を「診断実施例」として要約し、啓発・広報に活用する。



6. 具体的な導入設備の検討へ

- 省エネ診断の受診結果を受けて、効果が見込まれると判断される施設については、具体的な導入設備の検討のステップへ進むよう施設管理者へ推奨する。